

事 務 連 絡
平成 2 7 年 6 月 4 日

各都道府県

子ども・子育て支援新制度 担当部局 御中
私立幼稚園所管部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する
意向調査について（調査票の事前送付）

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）に移行するか否か、新制度に移行する場合には、幼稚園のまま移行するか、認定こども園（幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園）となって移行するか、各園の選択によることとなっています。

国及び地方公共団体の平成 28 年度予算案を検討するに当たっては、現在、私学助成や幼稚園就園奨励費の対象となっている私立幼稚園が、平成 28 年度にどの程度、新制度の対象となるのかを把握する必要があります。

このため、平成 26 年 6 月 4 日付事務連絡「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査について」で実施した調査と同様に、本年度も、平成 28 年度以降の私立幼稚園の新制度への移行に関する意向調査を実施することとします。国としての正式の調査（以下「国調査」という。）は、市区町村や各園の現場に混乱や過度の事務負担を与えないよう、その実施時期も含め、追って依頼いたしますが、独自調査項目の検討の参考に資するため、あらかじめ国調査の調査票を送付いたします。市区町村が国調査に先立って調査を行う場合には、各園における事務負担や意向が固まる時期などに配慮していただくようお願いいたします。なお、市区町村が国調査に先行して調査した各園の意向等の結果について、その後大きな変更が見込まれないような場合には、当該調査結果を国調査への回答として差し支えありません。

国調査の実施時期や留意事項については、しかるべき時期に別途連絡いたしますので、国調査への御協力のほど、よろしくお願いいたします。

【添付資料】：国調査の調査票

【担 当】

＜私立幼稚園の新制度への移行に関すること＞

文部科学省初等中等教育局幼児教育課 佐々木、岡、渡邊、辻本
T E L 03-5253-4111（内線）2714
直 通 03-6734-2714 F A X 03-6734-3736
E-mail youji@mext. go. jp

＜小規模保育事業等の実施状況に関すること＞

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 米澤、渡邊、武居
T E L 03-5253-1111（内線）7918、7920
直 通 03-3595-2542 F A X 03-3595-2674
E-mail hoikuka@mhlw. go. jp

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

質問票

(平成27年度において子ども・子育て支援新制度へ移行していない
私立幼稚園向け)

まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

1. 施設名 <input type="checkbox"/>
2. 設置者名 学校法人 <input type="checkbox"/> 学校法人以外の法人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/>
3. 所在市区町村名 <input type="checkbox"/>
4. 園則上の収容定員(認可定員) <input type="checkbox"/> 人 ※平成27年5月1日現在の状況を記入してください。
5. 在籍園児数 満3歳以上の園児 <input type="checkbox"/> 人 ※平成27年5月1日現在の状況を記入してください。
上記のうち昨年度から継続入園している3歳児(平成23年4月2日 ～平成24年4月1日生まれの者に限る。) <input type="checkbox"/> 人

以下の質問については記入時点での移行の意向に基づき回答ください。

※子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)へ移行するためには、子ども・子育て支援法に基づく市区町村の確認を受ける必要があります。今回の調査への回答内容に関わらず市区町村に対しての手続きが必要です。各施設は今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではありません。

〔平成28年度の移行予定〕

問1 新制度への移行（施設型給付の対象施設（幼稚園又は認定こども園）として、市区町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けること。以下同じ。）について、現時点での貴施設における平成28年度の対応方針をお答えください。

① 平成28年度から新制度への移行を予定していますか。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 平成28年度から移行する予定である。2. 平成28年度から移行する方向で検討中。3. 平成28年度は移行しない方向で検討中。⇒問1⑦に進んでください。4. 平成28年度は移行しない予定である。⇒問1⑦に進んでください。 |
|---|

② 問1①で「1」「2」と回答した方に伺います。回答された「新制度への移行」の予定は、どの程度まで意思決定等されていますか。当てはまるもの全てに○を付けて下さい。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上済み。2. 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されていないが、市区町村と移行について相談中。3. 法人の理事会等で意思決定済み。4. 上記のいずれにも該当しない。 |
|--|

※ 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているか否かについて不明な場合は、市区町村に御相談の上、回答してください。

※ 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているとは、園の名称が記載されているかどうかに関わらず、確保方策の数値に当該園の利用定員が算入されていることをいいます。

③ 問1①で「1」「2」と回答した方に伺います。平成28年度の新制度への移行に当たっては、幼稚園のまま移行する予定ですか。それとも認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）となったうえで移行する予定ですか。

1. 幼稚園のまま移行する予定である。
2. 幼稚園のまま移行する方向で検討中である。
3. 認定こども園として移行する予定である。(その類型もお答えください。)
ア 幼保連携型 イ 幼稚園型 ウ 未定
4. 認定こども園として移行する方向で検討中である。(その類型もお答えください。)
ア 幼保連携型 イ 幼稚園型 ウ 未定
⇒1～4を回答した方は、問1④⑤に進んでください。(また1、2を回答した方は、問1⑥も回答してください。)
5. 幼稚園のまま移行するか、認定こども園として移行するか検討中である。
⇒以上で終了です。ありがとうございました。

④ 問1③で「1」～「4」と回答した方に伺います。回答された「移行の類型」の予定は、どの程度まで決定されていますか。当てはまるもの全てに○を付けて下さい。

1. 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上済み。
2. 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されていないが、市区町村と移行について相談中。
3. 法人の理事会等で意思決定済み。
4. 上記のいずれにも該当しない。

※ 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているか否かについて不明な場合は、市区町村に御相談の上、回答してください。

※ 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているとは、園の名称が記載されているかどうかに関わらず、確保方策の数値に当該園の利用定員が算入されていることをいいます。

⑤ 問1③で「1」～「4」と回答した方に伺います。子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける利用定員は何人を予定していますか。

- 1号定員 人
2号定員 人
3号定員 人

※ 2号定員、3号定員は認定こども園のみ設定が可能です。

※ 施設型給付の対象施設として市区町村から確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員

を想定している場合は、原則として認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますので御留意ください。

- ⑥ 問1③で「1」「2」と回答した方に伺います。満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市区町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施する予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

- | |
|--|
| 1. 実施を希望する。（事業の想定利用定員 <input type="checkbox"/> 人）
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない。 |
|--|

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員6人から19人の場合は、小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

- ⑦ 問1④で「3」「4」と回答した方に伺います。満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市区町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施する予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

- | |
|--|
| 1. 実施を希望する。（事業の想定利用定員 <input type="checkbox"/> 人）
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない。 |
|--|

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒問2①に進んでください。

[平成29年度以降の予定]

問2 新制度への移行について、現時点での貴施設における平成29年度以降の対応方針をお答えください。

① 問1①で「3」「4」と回答した方に伺います。平成29年度以降において新制度への移行を予定していますか。

1. 移行する予定である。
具体的な移行時期
ア 平成29年度 イ 平成30年度 ウ 平成31年度以降
⇒問2③に進んでください。
2. 移行する方向で検討中である。
具体的な移行時期
ア 平成29年度 イ 平成30年度 ウ 平成31年度以降
⇒問2③に進んでください。
3. 状況により判断したい。
4. 現時点では移行予定はないが、状況により移行もありうる。
5. 将来的にも移行する見込みはない。

② 問2①で「3」～「5」と回答した方に伺います。新制度への移行を検討するに当たって懸案と考えているのはどのような点でしょうか。当てはまるもの全てに○を付けてください。

1. 新制度の仕組みが十分に理解できない。
2. 市区町村との関係構築に不安がある。
3. 保護者の理解を得られるか不安である。
4. 入園児の選考が自由に出来なくなるなど、応諾義務や利用調整の取扱いに不安がある。
5. 所得に応じた保育料になるなどの利用者負担の仕組みに不安がある。
6. 施設の収入の面（公定価格の水準等）で不安である。
7. 新制度への移行に伴う事務の変更や増大等に不安がある。
8. その他（具体的に記述してください_____）
⇒以上で終了です。ありがとうございました。

- ③ 問2①で「1」「2」と回答した方に伺います。回答された「新制度への移行」の予定は、どの程度まで決定されていますか。当てはまるもの全てに○を付けて下さい。

1. 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上済み。
2. 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されていないが、市区町村と移行について相談中。
3. 法人の理事会等で意思決定済み。
4. 上記のいずれにも該当しない。

※ 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているか否かについて不明な場合は、市区町村に御相談の上、回答してください。

※ 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているとは、園の名称が記載されているかどうか有無に関わらず、確保方策の数値に当該園の利用定員が算入されていることをいいます。

- ④ 問2①で「1」「2」と回答した方に伺います。平成29年度以降において認定こども園に移行する予定はありますか。

1. 幼稚園のままの予定である。
2. 認定こども園に移行する予定である。⇒1、2と回答した方は、問2⑤に進んでください。
3. 幼稚園のままで移行するか、認定こども園に移行するか検討中である。⇒以上で終了です。ありがとうございました。

- ⑤ 問2④で「1」「2」を回答した方に伺います。回答された「移行の種類」の予定は、どの程度まで決定されていますか。当てはまるもの全てに○を付けて下さい。

1. 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上済み。
2. 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されていないが、市区町村と移行について相談中。
3. 法人の理事会等で意思決定済み。
4. 上記のいずれにも該当しない。

※ 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているか否かについて不明な場合は、市区町村に御相談の上、回答してください。

※ 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているとは、園の名称が記載されているかどうかに関わらず、確保方策の数値に当該園の利用定員が算入されていることをいいます。

⑥ 問2④で「1」「2」を回答した方に伺います。平成29年度以降の利用定員は何人を想定していますか。

1. 下記の利用定員を想定している。

1号定員 人

2号定員 人

3号定員 人

2. 利用定員は未定である。

※ 2号定員、3号定員は認定こども園のみ設定が可能です。

※ 施設型給付の対象施設として市区町村から確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、原則として認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますので御留意ください。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。